

須崎消防署よりお知らせ

『平成 26 年 8 月 1 日』からイベント等で火気器具を使用する場合は、**消火器**の準備が必要になります！！

高幡消防組合火災予防条例が改正され、多数の者の集合する催しで対象火気器具等を使用する場合は、**消火器の準備**が義務付けられました。（お祭り・花火大会・学園祭など不特定の来場者が集まる催しで、対象火気器具等を使用する場合が対象です）

また、露店等の開設を行う場合は消防への『火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書』が必要となります。

対象となる火気器具とは・・・

対象器具	例	
気体燃料を使用する器具	LP ガス、カセットボンベなど	
液体燃料を使用する器具	ガソリン、灯油、発電機など	
固体燃料を使用する器具	木材、木炭などの可燃物を使用する器具	

※注意点

プロパンガスボンベの転倒防止措置をすること。
（例・柱などに紐で結ぶ、ブロック・壁などで挟む）
液体燃料が高温にならないような場所に置く



※消火器は ABC 粉末式消火器を準備してください

原則として対象火気器具等を取り扱うものが準備する必要があります。（住宅用消火器は該当しません）

※消火器は基本的に 1 器具に対して 1 本ですが、1 のテント内に複数の対象火気器具等があり使用者が異なる場合であっても、複数の使用者が協力して有効に初期消火を行える場合には共同して消火器を準備してもかまいません。

※対象外について・・・

家族などの近親者のみで行われるものや、幼稚園などで父母が主催する餅つき大会のように相互に面識がある者が参加する催しについては対象外です。

楽しいお祭り・イベントにするために関係者の皆様には、より一層安全面に注意していただくよう、よろしくお願い致します。

※イベント会場等におけるガソリンの貯蔵・取扱い時の留意事項を添付しておりますので参考にしてください



ご不明な点は下記までお問い合わせ下さい。
高幡消防組合 須崎消防署 予防係
☎ 0 8 8 9 - 4 2 - 0 1 1 9

